

確認しよう 最低賃金！

群馬県最低賃金は
時間給 935円に
令和5年10月5日より改正

群馬県最低賃金は、群馬県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用されます。また、特定の製造業については、群馬県最低賃金より時間給が高い特定（産業別）最低賃金が定められています。

詳しくは、群馬労働局労働基準部賃金室（電話：027-896-4737）又は群馬県内の労働基準監督署へお問い合わせください。

群馬労働局 URL：<https://jsite.mhlw.go.jp/gunma-roudoukyoku/home.html>

※業務改善助成金（中小企業・小規模事業者の方の賃金引上げ等を支援する助成金）もご活用ください。

○業務改善助成金

問い合わせ先：業務改善助成金コールセンター
電話 0120-366-440

申請先：雇用環境・均等室
前橋市大手町 2-3-1 前橋地方合同庁舎8階